

事業場認定書

株式会社ヘリサービス
代表取締役
松岡 隆二 殿

航空法第20条第1項の規定により、下記のとおり認定する。

記

事業場の名称	株式会社ヘリサービス
事業場の所在地	栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台128番地1
業務の能力	航空機の整備及び整備後の検査の能力 航空機の整備又は改造の能力
業務の範囲	回転翼航空機に係る業務
限定	1. 航空機の型式についての限定：ベル式206B型及びベル式505型 2. 作業の区分についての限定：一般的保守、軽微な修理、小修理及び小改造
有効期間	令和3年10月1日から令和5年9月30日まで
備考	

発行年月日 令和3年10月1日

国土交通大臣

赤羽 一嘉

